

実際の通知書はみどり色で印刷しています。次頁をご覧ください。

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書の見方

★通知書は3枚に分かれています。通知書のほかに納付書を同封しております。

【通知書の記載内容】

- 1枚目・・・徴収方法、金額、納期限等
- 2枚目・・・所得金額、所得控除の内訳
- 3枚目・・・税額の内訳

※課税(賦課)の根拠など詳しい内容は、1～3枚目の裏面をご確認ください。

【納付書】

- 個人ごとに送付枚数が異なります。
- 領収済通知書・原符・領収証書が一枚の納付書です。納付書は切り離さずに金融機関等へお持ちください。
- 口座振替をご利用の方は、納付書は入っていません。納税通知書兼税額決定通知書の2枚目右上部に引落し口座等が記載されています。

1～3枚目右上に記載の「区」と「通知書番号」をお知らせください。

年度	区	通知書番号	組合番号

★問い合わせするときは

1枚目 税額決定納税通知書 徴収方法、金額、納期限等

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

森林環境税 納税通知書

年税額のうち、給与から差し引かれる税額です。

令和6年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和7年度仮特別徴収税額(※)として、令和7年4月・6月・8月に引落します。この仮特別徴収税額が、令和7年度税額より多くなる場合には、速やかに還付します。なお、市県民税、固定資産税、軽自動車税等の未納の徴収金がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

(※)定額減税前の令和6年度年税額に基づきこの額を算出します。年度間の年金特別徴収額の振幅を最小にするための措置で、負担いただく年税額には影響しません。

今回の納税通知書で納付いただく金額を4期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。一括納付用の納付書も同封しています。

○お問合せの際は、この番号をお知らせください。

(賦課の根拠など詳しくは1～3枚目裏面をご覧ください。) (単位:円)

年 税 額	
給与からの特別徴収税額	①
公的年金からの特別徴収税額	②
普通徴収税額(①-②-③)	④
納付済額又は前の通知書で納める税額	⑤
所得割額より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	⑥
⑥のうち普通徴収税額への充当・委託納付額	⑦
この納付書で納める税額(④-⑤-⑦)	⑧

公的年金からの特別徴収(引落し)税額(②)		
仮特別徴収税額(②)円	特別徴収税額(②)円	翌年度仮特別徴収税額円
令和7年4月	令和7年10月	令和8年4月
令和7年6月	令和7年12月	令和8年6月
令和7年8月	令和8年2月	令和8年8月

この納税通知書で納める税額(普通徴収)(⑧)			
期別	各期の税額(④-⑤)円	充当・委託納付額(⑦)円	差引納付額(⑧)円
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			

令和7年度の年金所得にかかる年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和7年10月・12月・令和8年2月に割り振って引落します。

あなたが来年度も引き続き公的年金を受給する場合に、令和7年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和8年度仮特別徴収税額として、令和8年4月・6月・8月に引落します。

2枚目 課税明細【1】 所得金額や所得控除の内訳

課税明細【1】

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は内訳を記載しています。

●所得金額①の内訳(それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。)

所得区分	所得金額 円	所得区分	所得金額 円
総所得金額の内訳		短期譲渡	
営業(等)		一般	
農業		軽減	
不動産		長期譲渡	
利子		一般	
配当		特定	
給与		軽減	
雑(年金所得等)		譲渡	
総合譲渡・一時		上場	
純・雑繰越損失		非上場	
小計		株式等	
山林・退職所得		上場配当	
給与収入		繰越損失	
公的年金等収入		先物取引	
		雑所得	
		繰越損失	
		条約利子・配当	

●所得控除額②の内訳

所得控除区分	所得控除額 円
基礎	
障害者	
寡婦等	
勤労学生	
配偶者・扶養	
配偶者特別	
雑損	
医療費	
社会保険料	
小規模企業共済等	
生命保険料	
地震保険料	
所得控除額計	

●人的控除の内訳

区 分	内 訳
基 礎	
本人障害	特別障害 他
寡 婦	
ひとり親	
勤労学生	
配偶者	老人 他
扶養	同居老親 老人 特定 他
扶養	同居特障 特別障害

●課税標準額③(①-②)

総 所 得	課 税 標 準 額
山林・退職所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式・配当・先物所得	
条約利子・配当所得	

※「株式・配当・先物所得」は、株式等の譲渡所得、上場株式の分離配当所得、先物取引所得を合算して表

所得とは、売上等の収入金額からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて給与所得控除等の必要経費相当額を控除し、所得金額を求めます。

例) 寄附金税額控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ふるさと特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ワンストップ特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除などの人的控除額の違いは、通知書3枚目の裏面を参照してください。

3枚目 課税明細【2】 税額の内訳

1,000円未満の端数は切捨てています。

●税額の内訳

内 訳	(千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
課税標準額③			
総所得金額(①)			
山林・退職所得金額			
短期譲渡所得金額			
長期譲渡所得金額			
株式等・配当・先物所得			
条約利子・配当所得			
税額控除前所得割額④			
税額控除額計②			
税額控除後所得割額⑤(④-②)			
均 等 割 額 ⑥			
減 免 額 ⑦(コード)			
差 引 税 額 ⑧(⑤+⑦-⑥)			
森林環境税額(円)			
年 税 額 (円)			

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

令和7年度の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の方が国内居住の同一生計配偶者を申告している場合、所得割額から1万円を控除します。

詳しくは神戸市HPをご覧ください。 [神戸市 給付金・定額減税特設サイト](#) [検索](#)

控除に該当する方は、点線囲みの箇所に控除済額と控除外額を記載しています。

この場合のふるさと納税特例控除額の控除上限額は、控除前の令和7年度所得割額を基に算出します。税額控除額の合計⑧には、控除済額を含んで表示します。ただし税額控除②の内訳の区分には控除済額の欄と金額は表示されません。

●税額控除額②の内訳

区 分	市民税 (円)	県民税 (円)
調 整		
配 当		
住宅借入金等		
寄附金		
外国税額		
配当割戻額		
所得割調整		
合 計②		

●減免について
減免コードを記載しているときは、市税条例に定める軽減をしています。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっています。
61 63	寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。
64 67	
41	所得が激減された方について、申請にもつぎ軽減しています。

課税標準額③にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額に税額控除額②を控除した後の金額です。(100円未満の端数切捨て)

市税条例に基づく減免が適用されている場合には、コード番号と減免金額を表示しています。コード番号は、右側の「減免について」を参照してください。

定額減税にかかる不足額給付の詳細は神戸市HPに掲載。問い合わせは専用コールセンターへ。TEL 078-771-7201
所得税の確定等により、定額減税に関し昨年算出した調整給付額に不足が生じる方には追加の給付を予定しています。対象者へのご案内の送付時期・申請方法等が決まり次第、神戸市HPに掲載します。※ご自身で申請書類の取り寄せが必要な場合があります。詳しくは神戸市HPをご覧ください。 [神戸市 給付金・定額減税特設サイト](#) [検索](#)

